【参考1-1】障害区分表

「令和6年度大会競技規則より」

		· 】 阵音吃刀衣						' 13		7年10年及八五成以続別より]					
				陸上競技		水 泳		フライング ディスク		アーチェリー		卓球(サウンドテーブルを含む)	ボウリング		ボッチャ
			区分		区分]	区分		区分			[卓球-15はサウンドテーブルテニスのみ		区分	
			番号		番号		番号		番号	•	番号		番号	番号	
				手部切断		手部切断									
		上		片前腕切断または、片上肢不完全		片前腕切断または、片上肢不完全				上肢障害		片上肢障害			
				片上腕切断または、片上肢完全		片上腕切断または、片上肢完全			3						
		肢	2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断	4	両前腕切断または、両上肢不完全									
			_	両上肢不完全	5	両上腕切断または、両上肢完全					2	両上肢障害			
			3	両上腕切断または、両上肢完全	Ů	片前腕および片上腕切断									
			4	片下腿切断または、片下肢不完全	6	片下腿切断または、片下肢不完全					3	片下腿切断または、片下肢不完全			
		下	5	片大腿切断または、片下肢完全	7	片大腿切断または、片下肢完全				_, _,	_	片大腿切断または、両下腿切断			多肢切断・両下肢
	1		6	両下腿切断	8	両下腿切断または、両下肢不完全			4	下肢障害 (いす、車いす使用を含	4	片下肢完全または、両下肢不完全		1	完全・両上肢不完 全および両下肢不
		肢	7	片下腿および片大腿切断		両大腿切断または、両下肢完全			4	む)		片下腿および片大腿切断			完全
			′	両下肢不完全	9	片下腿および片大腿切断				07	5	両大腿切断または、両下肢完全			
			8	両大腿切断または、両下肢完全											
				•	10	片上肢切断および片下肢切断				-					
		<u> </u>			10	片上肢不完全および片下肢不完全									
肢		下 肢				多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全									
""		пX			11	,									
体		体 幹	9	体幹	12	体幹			5	体幹	6	体幹			
		車脳		第6頚髄まで残存						第8頚髄まで残存	7	第8頸髄まで残存 ※車いす常用、使用		2	第6頚髄まで残存
不		い原		第7頚髄まで残存	13 第 7 頸髄まで残存	1	肢体不自由	1	※車いす常用				第7頚髄まで残存		
自		す常用、使いない		第8頚髄まで残存	14	第8頸髄まで残存					8	座位バランスなし			第8頚髄まで残存
	2			下肢麻痺で座位バランスなし		下肢麻痺で座位バランスなし						※車いす常用、使用		_	おり玖ლるて次行
由				下肢麻痺で座位バランスあり		下肢麻痺で座位バランスあり			2	その他の車いす	-				
			14	ト放麻痺で座位バブンへめり	10	※13~16 車いす常用				※車いす常用	9	その他の車いす			
		用で	15	その他の車いす		次1010 年1.9 市市					0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		5	多肢切断	
		用で 外へ脳				四時疾療(東いま常用)またけ			-					-	m 0+ c+ c+ c+ + + + + + + + + + + + + + +
		傷脳原	16	四肢麻痺で車いす使用	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能					10	車いす使用		6	四肢麻痺で車いす常 用または、使用
		等性性	-										-		711672160 (2/11
		○ 麻麻	17	けって移動	18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能					11	杖または、松葉杖使用		7	けって移動
		痺痺				工版に軽度の不随息運動を行う定不能								-	
	_	脳血	18	片上下肢または片上肢で車いす使用	19	片側障害で片上肢機能全廃				脳原性麻痺	12	上肢に不随意運動あり		8	片上下肢で車いす常 用または、使用
	3								6	(いす、車いす使用を含む)					用みたは、区用
		管	19	上肢で車いす使用	20	その他の片側障害で走不能				97	13	上肢に不随意運動なし			
		疾	· 英										_	W W-	
		患、		その他走不能	0.1	7 0 M + -7 M						U /purity cfa		9	その他走不能
		脳	21	上肢に不随意運動を伴う走可能	21	その他走可能					14	片側障害			
		계점	22	その他走可能			4								
	4		23	電動車いす常用		浮具使用								10	電動車いす常用
	視覚障	宇	24	視力0から0.01まで		視力 0 から0.01まで	2	視覚障害				アイマスクまたは、アイシェード有り			
mat 112			25	その他の視覚障害	24	その他の視覚障害				1	16	アイマスクまたは、アイシェード無し	1	1	
		幾能障害、													
		・そしゃく	26	聴覚障害	25	聴覚障害	3	聴覚障害	7	聴覚障害	17	聴覚障害			
機能隨														1	
	知的阿			知的障害	26	知的障害		知的障害		T .	18	知的障害	1 知的障害	4	
	内部區		28	ぼうこう又は直腸機能障害			5	ぼうこう又は直腸機能障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害			1	1	
精神障害										19	精神障害				

【参考1-2】障害区分の解説

■肢体不自由1

	版件个目由「					
			切断	手部	片側および両側の手部の切断	
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者	
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者	
		上肢		両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
				両上腕	両上腕の切断者	
				片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者	
				片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
			機能障害	片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			双形字口	両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
切				両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
断			切断 機能障害	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者	
ま		下肢		片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	
<i>t</i> =	÷			両下腿	両側の下腿の切断者	
は	立 位			両大腿	両側の大腿の切断者	
機	122			片下腿および片大腿	片下腿の切断および片大腿の切断者	
能障				片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者。	
宇				片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
				両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちーまたは二関節に機能障害があり、両側に それぞれある者	
				両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者	
			العالم	多肢切断	三肢以上の切断者	
		上下肢		片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者	
			機能障害	片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者	
				両上肢不完全および両下肢不完全	両上肢不完全および両下肢不完全の者	
		f	本幹	体幹	頚部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注1】	

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■肢体不自由2

	n±.	脳原性麻痺以外で車いす 常用または使用	第6頚髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節 の背屈は正常)		
	上競		第7頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)		
	技 ・ ボ		第8頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		
1	ト ツ		下肢麻痺で座位バランスなし	[20]		
骨	自して		下肢麻痺で座位バランスあり	【注2】		
担信	景 `		その他の車いす(陸上競技)	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車 いすを使用し競技する者)		
ě	Ť		多肢切断(ボッチャ)	3肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		
		脊髄損傷等(脊髄損傷や脊 髄腫瘍等脊髄疾患、ポリ オ、キランバレーなどの疾患に	第7頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘 関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)		
		より対麻痺や四肢麻痺相当 である場合はこの区分にな る。切断や奇形、脳性麻痺	第8頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		
		による場合はそれぞれの該 当区分の適用になる)	下肢麻痺で座位バランスなし	[注2]		
		コピカの週間になる)	下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】		

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座 ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■肢体不自由3

<u> </u>	文件小日田さ	1				
			四肢麻痺で車いす使用(陸上)	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動によ る車いす使用者		
		車いす	四肢麻痺で車いす使用(ボッチャ)	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車い す使用者		
	7± L ±±++		けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させ る者		
脳	陸上競技・ ・ボッチャ		片上下肢または、片上肢で車いす使用	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者		
原性	-71777		上肢で車いす使用(陸上競技)	上肢による車いす使用者【注4】		
麻			その他走不能(陸上競技)	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者		
痺		立位	その他走不能(ボッチャ)	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者		
脳			上肢に不随意運動を伴う走可能 (陸上競技)	目的動作に障害のでる上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者		
性			その他走可能(陸上競技)	【注5】		
麻痺、			四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による 車いす使用者		
脳血			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ること が不可能な者		
管疾	水泳		両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松 葉杖などを使用していることが多い)		
患	\\\\\\		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者		
nv/			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作も走ることも両方が不可能な者		
脳外傷					その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能 な者
等			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度な者で走ることが可能な者や、片側障害で 走可能な者等、上記区分に該当しない者		
		車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者		
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者		
	卓球		上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者		
	キ か	立位	上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者		
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等 を使用して競技をしない者		
T :-	41.00	+ □□□±1-+	田井」とは、いちばはした。一十7敗に	・ 財関節を完全に伸展させることができるものけこの区分に該当する		

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する 【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する

■肢体不自由4

	電動車いす常用(陸上競技)	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者				
その他	電動車いす常用(ボッチャ)	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者				
	浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹障害のある者で、浮具を使用する者				

■視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	[注c][注7]
忧見降古	その他の視覚障害	[注6][注7]

【注6】視力は良い方の視力(矯正視力)で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。 【注7】矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視力障害へ区分される

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語、そしゃく機能障害

ままま、よ米田(味) ***

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	区分しない
--------------------------------------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない					

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない

= 4 地形宇

■相呼呼音		
	精神障害	区分しない